

農地改革と小作地引き上げ

—矛盾の実相と地主・地域の論理—

庄 司 俊 作

課題と視角

本稿は日本農地改革論の展開を目的とするが、これを小作地引き上げの具体的な分析から行う。本稿の問題設定の今日的な意義を明確にするため、最初に、今、なぜ農地改革なのかを農業問題をめぐる今日の状況に言及し述べておこう。

農地改革は農業分野において最も活発に議論され、ある意味でトウの立つたテーマといえなくはない。主要論点に関しては当を得たサーベイ⁽¹⁾に譲って時代的背景と全般的な問題点だけを指摘しておこう。第一に、主要な研究は農地改革の中から一九五二年までに発表され、高度経済成長かなり以前の論争であつたことに注目したい。その結果第二に、当時のイデオロギー状況を反映し、社会主義の視点や一面的な国家独占資本主義論から農地改革の意義について数々の主観的な評価がなされた。従つて第三に、活発な論争であつたにもかかわらず、農地改革の今日の問題状況からいえば、その歴史的意義はまだ明らかになつていない。総じて論争では農地改革を歴史的对象として捉えるかわりに、一定の理論によつて改革の意義を裁断する傾向が支配することになった。それは本質論議に偏

り、それゆえ地主制解体という点でいかなる効果を持つたかを始め問題にされた多くの論点は、その後の歴史のかで決着がつけられている。なお、暉峻衆三氏の著作⁽³⁾が現在のところ、これらを批判的に総括し最もバランスのとれた見解を打ち出している。

しかし、改革後五〇年、世界と日本社会は大きく変貌した。今日、農地改革の歴史的意義が、かつての農地改革論争華やかなりし時代とは異なる位相でクローズアップしてきているのである。

そこで次の事態が注目される。現在、時代の潮流は市場原理礼賛、規制緩和と行政の地方分権一辺倒になつた。その下で食管制度が解体された後、農地法に「改革」の矛先が向けられ、「株式会社の農地取得」論や「農政の地方分権化」論が現実味を帯びた政策として検討されるようになつた。象徴的な事態として、政策中枢にある或る若手農林官僚が「新農業基本法」策定を目前にして農地改革を改めて取り上げ否定的に論じ、波紋を呼んでいる。それによると、「今日の農業は、農地解放のデメリットにしばられており、……それ以降の農政は、その桎梏からの脱却を目指したもの」⁽⁴⁾で、今後の農政は農地改革後の戦後農政の見直しから始めるべきだとされる。

こうした最近の議論を農地改革否定論と呼んでおく。⁽⁵⁾その主張は一言で要約しえないが、生産性向上の視点から、自作農創設方式が自作農の零細な経営面積を固定させ、高コストの農業生産構造の一因となつたということをほぼ共通の認識にしているといえる。零細農家の資産保有的農地所有が根強く、そのことが大規模經營の実現や農地の有効利用の障害になつているとみなされている。ただし、農地改革が地主制を解体し農村民主化政策として画期的な意味を持ったこと、農民のやる気を喚起し、食糧増産を通じて戦後の復興に貢献したことなどは認めている。農地改革否定論は過去にもあつたが、こうした積極評価と否定論の両方を備えている点が最近の議論の「新しさ」で、一つのポイントである。

農地改革否定論は、農地制度の多くの問題点を眼前にしている者には現状の深刻さと相まって有力な世論となつ

ている。では、それは正しい歴史認識といえるだろうか。農地改革研究、戦前期農業史研究はこれを検証し、正しい歴史認識を提示することが求められている。農地改革は歴史研究が現状の課題と切り結ぶ、その焦点になっている。また、それゆえそれは戦前期農業史研究の試金石となっていることも強調しておきたい。

ところが、日本社会の激変を前に、戦前期農業史研究でも地主制に対する関心が薄れ、運動して農地改革に対する関心がなくなったり、改革前にはすでに「地主的土所有の実質的空洞化」が進んでいたとする説⁽⁶⁾が提起されている。地主制の基盤や小作制度をどのように捉えるかが第一に問題であるが、このような動向はかつての地主制封建説からの極端な反動といえ、視点や認識が妥当でないと思われる。それは最近の農地改革否定論と真に対決し、それを克服するものにはならないといえよう。

そこで本稿では、日本地主制論の視角から、農地改革と小作地引き上げに迫りたいと思う。これには、地主的土所有の重みを軽視する近年の一般的傾向への批判意識がある。日本地主制・小作制度は膨大な中小地主の存在を特徴とする。本稿では、小作地引き上げを農地改革と地主制の矛盾の集中的表現として捉え、この視点から、日本地主制の特殊性との関わりでその実態と性格を解明する。農地改革における地主制の重みを小作地引き上げの問題検討を通して歴史的に検証し、農地改革の歴史的意義を考察したい。

分析の方法として、第一に、小作地引き上げの総体を問題にする。総体の意味は分析の中で明らかにする。第二に、小作地引き上げに対する農村社会＝地域の論理を明らかにし、政府の方針との関連を明確にする。地主の動機、地域の論理、政府の方針三者の相互の関連を問うことで、農地改革の「上から」の側面の相対化、歴史的位置づけが可能になるはずである。

先に改革の意義評価が課題であると述べたが、正確には、地主制を解体し農村民主化を画期的に推し進めた意義は、改革で現にとられた方法以外に実現可能であつたかが問われている、というべきであつた。周知の通り日本の

農地改革は世界に類をみない、徹底した土地再分配による地主制解体を行った点に特徴がある。問題は、徹底した自作農創設方式をとつたことの歴史的な意味を確定することである。つまり、第一次農地改革に対する第二次農地改革の意義、またイギリスの対日農業改革案に対する、フィアリー、ラデジンスキーラの案にもとづき実施された改革の意義をどのように評価するのか。⁽⁷⁾これが全体として明らかにされなければならない。

なお、個別論点になるが、小作地引き上げについては従来、地主反動説（山田盛太郎）、西日本典型説（栗原百寿⁽⁸⁾）、在村耕作地主の勢力保存説（古島敏雄⁽⁹⁾）などがあり、最近「農民間の耕作権調整問題」としての比重の大きさを強調する説が出されている。筆者は栗原説以外には反対であり、栗原説も後で述べるように不十分な分析に終わっている。本稿の最終的な目的は以上述べた点にあるが、個別的な論点においても、小作地引き上げの地域性や条件あるいは引き上げ主体からみた性格や論理、さらに地域の論理など重要な諸側面について、独自の見解を提示したいと思う。

一 日本地主制の特殊性と農地改革

1 膨大な中小地主存在の意味

日本地主制の特徴はその重層構造、つまり一部の大地主を頂点に中小地主、というより零細地主が下部に膨大に存在していた点にある。そして常識的に、小作地引き上げを零細所有の耕作地主や不耕作地主に結びつけ捉える点は大方の論者に共通する。問題はこの特徴をどのように理解するかである。

地主の諸範疇に検討を加え、「不耕作地主」の大量存在に注目したのが東畠精一である。⁽¹²⁾東畠は統計上最大限数字としながら、一九三九年のその戸数を九八・六万戸と算出した。内訳は所有面積三町歩以上の「地主的地主」が二七・七万戸、それ未満の「零細不耕作地主」が七〇・九万戸である。当時農地所有者は五〇八万戸、総農地面積

は六〇八万町歩である。そして東畑は、①「自作農予備軍」規定、②身分・生活水準・職業の特徴、③日本独特的「散掛小作」要因、④農村の「非近代性」「非合理性」の温床、農地制度改革の障害要因など多様な側面から零細不耕作地主の歴史的問題性を指摘した。

地主を「耕作をしていない農地の所有者」に限定した東畑に対し、暉峻氏は、耕作地主にも着目し、日本地主制の特徴を「零細地主性」と「耕作地主性」に見出した。⁽¹³⁾ 一九四七年臨時農業センサスではそれは一二八・四万戸にのぼつた。彼らの六三%は貸付地規模が五反歩未満で、一町歩未満まで含めると八一%にも達する。零細地主性は不耕作地主よりもいつそう顕著であつた。経営面積が大きくなるほど貸付地を持つ農家の比率と貸付地規模は大きくなり、「上層經營農家層ほど耕作地主性」(傍点暉峻氏)が強く、逆に「零細經營層ほど零細地主性」がより強いという関係がみられた。「日本の耕作地主戸数の九六%……が、そして耕作地主層の全貸付地の七四%までが、貸付規模一ヘクタール未満を中心とする、経営面積二ヘクタール未満の耕作地主層であつた」。

東畑は①零細不耕作地主を『地主』と呼ぶのはいささか形式的である」と述べている。また、例えば②経営面積八反歩、貸付地五反歩の階層は地主層か農民層かといった議論もありうる。しかし、日本地主制の特殊性との関わりで農地改革を捉える立場からいえば、これらの存在自体に実際上も理論的に特別に問題とすべき根拠がある。階級規定に関しては本筋からそれるが、とりあえず②は農民的側面と地主的側面の両面を持つ階層、①は経済力や社会的勢力が農民層を上回つていれば小作料収入の規模などとは関係なく地主層とすべきであるとだけ述べておこう。以上の点から、不耕作地主だけでなく、耕作地主にも注目し日本地主制の特徴を捉えた暉峻氏の方法は正しかつた。

では、耕作、不耕作に関わらず、なぜこうした零細な地主層が大量に生れたのか。この観点から日本地主制の経済的考察が求められている。地主の全国的な所有統計は不備であるが、推計値を交えて検討することにしよう。

表1 地主戸数の推計（1940年）

(単位：千戸、千町歩)

	貸付地規模（町歩）			戸数計
	～1	1～5	5～	
不耕作地主	852	146	74	1,072
地主自作	—	27	25	52
自作地主	500以上	114	—	614
戸数計	1,352以上	287	99	1,738以上
総貸付地面積	364	1,119	1,284	2,767

出典) 農林省農政局『農地問題に関する統計資料』1946年8月、16頁より作成。

注) 原資料、推計方法、「地主自作」など区分の基準等は不詳。

そこで表1に、一九四〇年の耕作、不耕作の地主類型別戸数などを貸付地規模別に推計した結果を表示した。貸付地五町歩以上層は九・九万戸で、同年の総耕地所有者の一・九%、貸付地面積は全小作地の四六%を占める。そしてそれらの七五%は不耕作地主である。これに対し、貸付地一町歩未満層は一三五・二万戸以上で、総耕地所有者の二七%、貸付地所有者の七八%を占める。貸付地面積は三六・四万町歩で、全小作地の一三・二%である。しかも、そのうちで不耕作地主が八五・二万戸と六三%にものぼる。全不耕作地主の七九%が貸付地一町歩未満層である点と、不耕作地主の割合は貸付地面積が違つてもそれほど大きな差がなかつた点の二つに注目されたい。

地主の不耕作、耕作は耕地所有規模に関連する。暉峻氏は一九三八年の不耕作地主の耕地所有規模別戸数割合を検討しているが、氏が作成した表で耕地所有規模別に不耕作地主の戸数割合をみると、五反歩未満一六・六%、五反歩一町歩三・六%、一～三町歩二三・五%、三～五町歩八二・八%、五町歩以上九六・七%である。¹⁴各階層とも最大限の割合とみるべきであるが、三町歩以上層は大部分が、一～三町歩層ではほぼ四戸に一戸の割合で、そして五反歩未満層でも優に一割以上が不耕作地主になつてゐるのである。中小の耕地所有者の地主化の範囲と規模は相当に大きかつたといわなければならぬ。

農地改革と小作地引き上げ

表2 耕地所有規模別の農家戸数と所有地の構成

(単位:千戸, 千町歩, %)

農家戸数	所有面積			貸付地率 (B)/(A)×100
	総数(A)	自作地	貸付地(B)	
無所有 町歩 ~0.5	1,016	—	—	—
0.5~1.0	2,380	550	486	11.6
1.0~3.0	1,319	912	795	12.8
3.0~5.0	899	1,655	1,182	28.6
5.0~	55	203	65	68.0
計	5,702	3,624	2,557	29.4

出典)『農地改革顛末概要』605頁より作成。

注)「1947年臨時農業センサス」を基礎に推計されたもの。

次に、耕作地主(農家)について。耕作地主の所有面積の自作地・貸付地の内訳を所有規模別に推計した結果を示したのが、表2である。この表は農地改革の実施が明らかにされてから二年足らず経った数字を示しており、所有面積は在村の不耕作地主ではほとんど、不在地主の場合もかなり洩れているなど不完全なものである。耕作地主の総貸付地面積は一〇六・七万町歩であるが、他に不耕作地主の貸付地が六四・四万町歩ある。耕作地主の貸付地割合は二九・四%にも及んでいる。それを所有規模別にみると、五町歩以上層は九割、三~五町歩層は七割弱を占め農家といつても「地主的地主」が実態であった。一~三町歩層も三割弱と地主的側面は強い。また、五反~一町歩層あるいは五反未満層といった階層でも、両方とも一割を超える貸付地を持つ。一町歩未満という零細な耕地所有者が、自家耕作しながらも、普通に他人に土地を貸し付けていた事情が垣間見える。

以上の諸点は、なぜ零細な地主が大量に生れたのかを物語っている。それは農地面積、農家戸数および農業労働人口一定不变を基礎条件とした戦前期日本農業そのものの產物であった。日本地主制とは、零細農耕制下、農民層からの土地需

要が非常に強く、そのため耕作権が土地所有の絶対的な強さのもので常に脅かされ、その結果自作農から高率小作料依存の地主になることが経済的に有利な土地制度、と言え、膨大な中小地主の存在はそうした日本地主制の経済論理的帰結であつた。⁽¹⁵⁾

2 和田博雄らの農地改革観

日本の農地改革において農林官僚の果たした役割は大きかつた。それは、単なる実務面からだけではなく、長い政策活動の伝統の上に改革遂行に当たつて的確な問題認識のもとに所要の政策を打ち出したという面からもいえる。そこで、石黒忠篤の「愛弟子」といわれ、第一次に農政局長、第二次に農林大臣を務めた農地改革の立役者和田博雄の農地改革観を、本稿の主題に引き寄せ検討しよう。和田は改革遂行に当たつてどのような点に問題を見出していたのか。

和田は、社会主義の立場から「農地改革の進歩性」を小作料金納化にしか認めず、自作農創出の意義を否定した大内兵衛の論考に接して、「農地制度を改革して自作農を作つても、これ丈では——農業の生産方法を変へない限り——農村は民主化しない。これ丈のことを、しかもこんな貧弱なことを言ふのに、こんな大げさなポーズを作る必要が何處にあるのだ。大内氏の感（覚）と学問を疑ふものなり」と日記に書き記し、大内説は日本農業の伝統と現実を理解しない無内容なものと切り捨てた。⁽¹⁶⁾

「日本農業の伝統と現実」とは何なのか。重要な要素は、中小地主の大量存在という日本地主制の特殊性とそれへの政策的着目であった。そして、これは和田だけではなく、戦前から地主制の改革を目標としてきた農林官僚の一部に共通した理念であつた。

和田にとって農地改革の方向は、いかなる方法で農民層の耕作権の安定を図るかを基本にして構想されなければ

ならなかつた。その際、農地政策の戦前後の対立点で、農地改革の評価をめぐつても議論が交わされた、自作農創設か小作権強化かという二者択一論議は意味のないものであった。「個々の耕作者の耕作権の安定を問題にする以上、その最も徹底した形は所有権の獲得である」⁽¹⁷⁾ことは、自明の理だつたからである。

政策の与件として三点が考えられていた。第一に、日本資本主義の構造に対応した、過剰人口の堆積と世界に冠たる零細農耕の現実である。こうした条件下では經營問題は抽象的には考えられても、現実的な政策として具体化される余地がないことは当然である。第二に、その結果生まれた「世界無比の中小地主制」⁽¹⁸⁾の存在である。激しい耕地獲得競争のもと、小作人は多数の地主より少しづつ小作地をかき集め、地主は所有耕地を細分してそれに対応する。自ずと小作料は競り上がるとともに耕地が分散錯綜した農業經營の構造が出来る。第三に、こうした諸条件は戦時期においても根本的に変化せず、敗戦によつていつそう深化したとされる。

戦時期から第一次改革立案時にかけ長く農政課長のポストにあり、「農地改革を推進した実質的な責任者」とされる東畑四郎は、なぜ改革は自作農創設方式でなければならなかつたを後年より理論的に説明している。⁽¹⁹⁾耕作権の物権化を行い、自作農の創設は行うべきではなかつたとする農地改革批判に対し、「学者の理論」で「現実の行政としてはできない」と述べる。それは、日本農業の構造そのものに関わっていた。高地価—高地代の当時の日本では、耕作権確立の規制を加えれば、地主は土地を貸さなくなるので、賃借権が安定しても經營面積の拡大にはつながらない。当時の現実では、經營問題の観点からいつても、「地主制を崩壊させ」「ああいう過程を一ぺんなどらざるを得なかつた」というのが東畑の認識であつた。「零細農耕制といわれる日本農業のシステム」を前提にすれば、あるべき農地改革は所有権の問題に帰着することは必然であつた。⁽²⁰⁾これが日本の歴史的現実であつた。

和田が、日本地主制の特殊性に関わつて中小地主の問題をどのように捉えていたかを示す一文を次に掲げよう。

農林大臣としての議会答弁であるが、こう述べている。

「日本の農地の一一番大きな問題は、外国におけるが如く大地主の存在にはあらずして、不耕作の中小地主の存在にあるという点にあるのであります。これは一面から言いますれば、日本の土地飢饉を示す現象でもあり、あらゆる問題がここに表現されているのでござりますから、この不耕作中小地主の問題を解決せずして、日本の農地制度の改革はあり得ないのであります」。⁽²²⁾

和田は、中小地主の大量存在を日本特有の問題、また農地制度の根本の問題として重視していた。日本の農地改革のように小作地保有限度を平均一町歩として地主から土地を買収する農民解放の方は、東ヨーロッパの土地改革などと比べても徹底性において際立っていた。当然ながら対象となる地主は非常に広範囲に及ぶことになる。和田はこの現実をふまえ、改革の困難は「世界であまり類例がない」⁽²³⁾ことを認識していた。しかし同時に、多数の中小地主と零細な耕作者が関係を結んでいた日本農村では、「中小地主のことに手をつけねば意味をなさ」ず妥協は許されなかつた。日本のように「大地主の力は強く、中小地主が膨大な数にのぼるところにおきましては、農地改革は不可能となる」⁽²⁴⁾からである。これも日本の歴史的現実であつた。

地主の小作地引き上げは、以上述べてきたような歴史的現実の中での農地改革が背負わなければならなかつた階級・階層間矛盾の凝集点であつた。では、その実態と性格はどのようなものであつたのか。

二 小作地引き上げをめぐる論点と分析方法

1 栗原説への批判

小作地引き上げに関しては現在でも栗原百寿の研究が最も包括的である。⁽²⁵⁾ ①改革期の地主自作化は「耕作地主の零細經營面積の拡大の問題」が中心であり、②小作地引き上げによる耕作地主の農業經營拡大をリードし、③小作地引き上げは「零細な地主が大きな小作農からわずかの面積の土地を取り上げて、零細經營

を少しばかり拡張したというのが一般的で」、「積極的の經營を拡張しようとする」「富農化傾向」は特殊であるなど重要な指摘がなされている。

問題は、これらを総括する論点、つまり小作地引き上げが「一般的に西日本的なもの」という論点に関する評価にある。この点について栗原は、上述のように小作地引き上げの性格を指摘し、「西日本における農村社会の近代化」が「完璧ではなかった」ことを物語るものと述べるだけである。栗原は、農村社会の近代化を、ただ「地主の身分的な力」が弱くなるという意味でだけ捉えている。

まず指摘しておきたいのは、栗原には、基本的に日本地主制の特殊性に関する洞察はなく、その結果小作地引き上げの原因について正しい説明がなされず、当該問題の歴史的な意味も十分に明らかにされていない、ということである。そもそも「農村社会の近代化」や「地主の身分的な力」の意味内容をどのように理解するかが問題であるが、栗原と同じように理解するとして、「地主の身分的な力」が弱まれば小作地引き上げは抑えられたのであるか。筆者はそのように考えないが、この点の検証と意味の考察が以下の課題である。

分析の方法に関しても述べておこう。小作地引き上げは時期あるいは地域によって様相が異なる。とくに留意すべきは、合法、非合法の小作地引き上げを区別したうえでその全体を捉えるという視点である（全体分析）。栗原は後で述べるようにこの点で混乱があった。なお、最近の研究でもこの点は曖昧であり、もっぱら合法的な小作地引き上げだけを問題にし非合法などを含めその全体を射程に入れたものはない。⁽²⁵⁾

周知のように小作地引き上げは改革が進むに従いその手続や許可条件が厳格化、明確にされていく。それは改革の初期において相当に行なわれただけでなく、行政による規制の体制が整えられた後でも当事者間の「合意解約」で非公然に引き上げられたものが少なくなかつた。その結果、全体の引き上げ件数のうち正式の手続を踏んだものは「冰山の一角」といわれるほど数が少なく、比率も地域差が大きかつたことは後で述べる通りである。なお、小

表3 小作地引き上げの時期別変化（福岡県）

(単位：件、町歩)

	全体		うち争議になったもの	
	地主の返還要求件数(面積)	左のうち返還件数(面積)	地主の返還要求件数(面積)	左のうち返還件数(面積)
1945. 1. 1~ 8.15	—	—	—	—
1945. 8.16~12.19	165 (39)	147 (23)	33 (8)	15 (2)
1945.12.20~12.31	385 (91)	337 (53)	77 (18)	33 (8)
1946. 1. 1~ 1.31	1,100 (390)	965(151)	220 (52)	96(25)
1946. 2. 1~ 3.31	1,650 (390)	1,447(226)	330 (78)	144(23)
1946. 4. 1~ 4.29	2,200 (520)	1,930(301)	440(104)	193(30)
計	5,500(1,300)	4,826(753)	1,100(260)	481(88)

出典)『福岡県農地改革史 中巻』1953年、334~35頁。

注) 1. 県下289町村のうち報告のあった112町村の合計。

2. 返還件数は実数、返還要求件数は推定数。

3. 1946年5月15日現在係争中のものは、691件、地主447名、小作人647名、面積1,338反歩である。

作地引き上げに関しては、拙稿⁽²⁷⁾すでに明らかにした改革の地域自律性という観点から、地域における農地改革の全体像の中に位置づけるという固有の課題がある。その際、密度とともに、合法、非合法の視点から小作地引き上げの実態を検討することが重要な課題である。ただし、この点は本稿では主題に関わる限りで触れ本格的な検討は改めて行う。

2 敗戦直後的小作地引き上げ

小作地引き上げの時期別変化をおさえることが必要であるが、現在の資料状況では困難である。やや大まかであるが、とりあえず第一次改革期と第二次改革期の相違を意識して考察を進める。両時期の画期は、一九四六年一一月農調法改正（小作地引き上げの知事許可制）と翌年二月の農地委員会選挙である。選挙後直ちに改革実務が着手される。

注目したいのは、政府の農地改革断行の意図が示されて以降一年余りの期間における地主の小作地引き上げの動きである。これを福岡県の事例でみたの

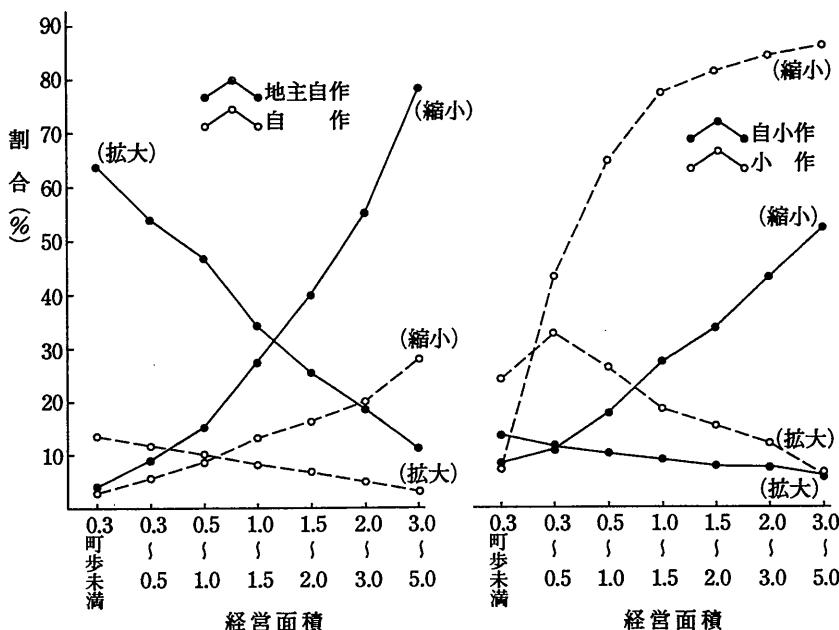
が表3である。一九四六年四月末までしか示していないが、このような統計は他に見当たらないので掲げることにした。この時期小作地引き上げは農地委員会の承認が必要になつたものの（四六年二月農調法改正）、知事許可はまだ必要がなかつた。加えて、第一次改革も小作料金納化が四月に実施されることになつただけで、三月実施予定の農地委員会選挙は延期されるなど、地主側、規制する側の双方から考えて、小作地引き上げが広範囲に行われる条件があつた。引き上げ件数は実数、地主の引き上げ要求件数は推定値とされ、引き上げの件数や面積はともかく、他の数字には問題がある。この表からは多くのことを指摘できないが、推測される事項を含め以下の点を確認しておこう。

第一に、一九四五年一月二三日は改革の実施が國民に周知された日であり、小作料金納化は四六年四月一日から施行されることになつたが、小作地引き上げは二つの出来事をきつかけとして件数が新たなステージへと段階的に増えている。これは、地主層が改革回避のために、急激に小作地引き上げの拳に出たことを物語つてゐる。なお、植付時期が切迫していたことも、四月に小作地引き上げが大幅に増えた一つの背景とみられる。

第二に、引き上げ件数は報告があつた一一二町村合計で四八二六件、一町村当たり四三件で、その面積は合計七五三町歩、一町村当たり六・七町歩となつてゐる。期間が四ヶ月余りであることを考えれば、これは決して狭い範囲のものではない。小作地引き上げを抑える体制がまだ十分に出来ていなかつたこともあるが、地主層がそれを激しくかつ広範囲に進めていたことが分かる。

第三に、地主が小作地引き上げを要求するということが、小作人にとっていかなる意味を持つたかを検討してみよう。地主の引き上げ要求件数は推定値であるので（しかも引き上げ件数に一定の倍率を乗じて求めるという安易な方法がとられている）、表の数字はあくまでも参考ということになる。調査主体の見方という方が正確であるが、地主の引き上げ要求件数に対する実際の引き上げ件数の比率で要求貫徹度をみると、全体で九割弱である。⁽⁴⁸⁾これを

図1 階層別にみた経営面積の動態



出典)『農地改革真未概要』970頁、第16表より作成。

注)「地主自作」は保有限度以上貸付所有農家。「自作」は純自作のほかに1町歩以下の貸付地を有する者、または経営地の1割未満の小作地を持つ者を含む。

みる限り、敗戦後の混乱の中で、地主の要求はかなり高い割合で貫徹し、土地をめぐるトラブルにおいて小作人が地主の要求を拒否することがいかに困難であったかが分かる。⁽²⁹⁾

以上三点は、農地改革前に「地主的」としての実質的空洞化が進んでいたとする理解が事実に反することを物語るものであろう。

第四に、争議化した割合は、二割と推定されている。争議化した場合地主の要求は通り難くなり、要求貫徹度は四割強とかなり低くなっている。これも実態とはいえないまでも、それがある程度反映したものと考えられる。なお、ほぼ同時期の全国集計では争議化した件数は約一割、そのうち地主の要求が通った件数は約四割とされており、⁽³⁰⁾福岡県は全国平

均並みであつた。

3 全体分析の意味

図1は、敗戦直後から一九四九年三月一日までに經營耕地面積を拡大あるいは縮小した農家の戸数割合を、小作地を引き上げた側から地主自作（保有限度以上貸付地所有農家）と自作、引き上げられた側から自小作と小作を取り上げ、經營耕地規模別に図示したものである。自作も小面積ながら貸付地を所有していたと思われ、地主自作と並んで参考に示した。これら以外に不变の農家があるが省いている。よく利用されてきた統計で、經營面積だけであるが小作地引き上げと地主の性格を一般的に検討するにはこれを使うしかない。⁽³¹⁾

栗原はこの統計から耕作地主の經營拡大の比重を推定し、前記②の論点を導き出した。ところが、小作地引き上げと地主の性格については、知事の許可を得た合法的なものだけを対象にし、引き上げ地主の經營耕地規模別構成から前記③の結論を引き出している。しかしこれは、綿谷赳夫氏が適切に批判したように、方法上決定的な難点がある。正しくは小作地引き上げ全体を対象にして地主の性格を明らかにすべきであった。⁽³²⁾

さて、この図には、地主自作・自作とくに前者の經營面積の拡大傾向と、自小作・小作とくに後者の縮小傾向といふ対照が明確に示されている。第一に、地主自作や自作では、經營面積が小さくなるほど拡大農家の割合が大きくなる一方、縮小農家の割合が小さくなり、逆に經營面積が大きくなれば逆の関係になる。地主自作の場合にその傾向がとりわけ鋭く出ており、拡大農家が三反歩未満層六三・五%、三～五反歩層五四・〇%、五反～一町歩層四六・八%と零細經營規模層で極めて多くなっている。これらの層の多くは小作引き上げを通して經營面積の拡大を図つていたことが理解されよう。そして、その際割合として零細な層ほど引き上げを激しく進めたことが注目される。なお、地主自作では縮小農家は二～三町歩層五五・一%、三～五町歩層七七・五%と非常に多くなっている。

表4 農地改革前後における地主の経営面積の変化

(単位：戸)

	拡大			縮小			不变	計
	反歩 ~3	3~	計	反歩 ~3	3~	計		
不耕作 町歩 ~0.3	9	5	14	—	—	—	29	43
0.3~0.5	18	8	26	3	—	3	54	83
0.5~1.0	21	4	25	2	—	2	56	83
1.0~2.0	15	7	22	9	4	13	94	129
2.0~	9	4	13	9	4	13	37	63
計	72	28	100	24	5	5	279	415

出典) 農林省京都府農地事務局『農地改革に依る農村変貌調査』1950年、第4、6表(54頁)を一部加工。

注) 1. 拡大面積は1戸当たり平均2.2反歩、縮小面積は1戸当たり平均2.7反歩である。

2. ※には他不明が2戸ある。

その点では、第一次改革案で想定された地主の富農化などは抽象的にはともかく、現実の基盤はなかつたといわなければならない。

第二に、自小作や小作では、五反歩以上の層になると早、縮小農家が拡大農家の割合をかなり上回っている。また、とくに小作の場合、五反歩以上の層になると縮小農家が実に六割を超えて大きくなるに従いその割合は八割前後にまで増えている。

第一の点に関連して、栗原が指摘した通り、経営耕地面積の増加全体に占める小作地引き上げによる増加は面積で四割弱に及び、戦後それによる農業経営拡大の比重は大きかつた。それと同時に、ここで表4が示している事実にも注目したい。表の数字は中部三県と近畿六府県の地主層に関する調査結果であり、栗原も利用している。⁽³³⁾

栗原はこの表から単に不耕作地主が経営面積を拡大した地主の一四%を占めるにすぎないとして前記①の結論を出している。しかし、この表は異なる視点から少し丁寧に読むべきである。第一に、拡大地主の割合

を經營耕地規模別にみると、三反歩未満層三一・三%、三～五反歩層三〇・一%、五反～一町歩層一七・一%、一～二町歩層二〇・六%と經營面積が小さくなるほど拡大地主の割合は多くなり、不耕作地主層は三二・六%と最も多くなっている。この点に関連して、五反歩以上になると、逆に經營面積を縮小する地主の割合が飛躍的に増えることにも注目すべきである。第二に、不耕作地主や經營面積三反歩未満層では、拡大面積は相対的に大きかった。つまり、三反歩以上を拡大した者は前者では三五・七%、後者では三〇・八%を占めているが、これらは平均二八%を上回る。

次に第二の点に関連しては、栗原と綿谷氏の議論が想起されるべきである。小作地引き上げは「小作農民層にとって我慢できるもの」、「承認されうる程度」のものと栗原は評価した。これに対し綿谷氏は、「三反～一町の零細小作農をも広く犠牲に供しており」、栗原の評価は当たらないと批判する。そもそも栗原の評価の観点は理論的でないが、合法的な引き上げに限定したからこのような認識になつたことに注意すべきである。その点綿谷氏の評価は、小作農民層に与えた小作地引き上げの影響を正しくみており妥当である。とくに「その大多数が当事者間で、⁽³⁴⁾部落内で暗黙のうちに処理されてしまった点に、問題がある」という指摘は重要であり、発展させる必要がある。

以上、栗原説を中心に、小作地引き上げをめぐる論点に言及し、分析の方法とそれに関わる若干の事実を指摘した。次の点は後の分析と関わるのでとくに留意しておきたい。小作地引き上げは地主の經營耕地面積と密接な関連があり、經營面積が零細なほど、また不耕作地主ほど小作地引き上げを積極的かつ大きく進めている。不耕作地主といつても、ほとんどは東畑のいう「零細不耕作地主」であり、「地主的地主」は該当しないだろう。經營面積五反歩未満とくに三反歩未満の耕作地主や不耕作地主の動きは、小作地引き上げの状況を規定する要因の一つであつたとみられる。

表5 地主的土地所有の地域性

(単位：%)

	貸付地所有農家の比率			貸付地面積の分布		貸付地規模別の農家戸数割合		小作地率	総小作地中の 貸付地所有農 家貸付地割合
	総数	3反歩未溝經營	3～5反歩經營	3反歩未溝經營	3～5反歩經營	2反歩未満	2～5反歩		
北海道	15.7	6.4	9.2	2.3	3.8	9.9	19.4	36.3	31.7
東北	19.2	10.6	12.7	6.1	7.1	27.3	26.2	43.2	51.9
関東	24.6	15.1	18.8	7.3	8.7	28.9	23.9	46.8	68.4
北陸	23.5	15.0	19.2	10.0	14.2	33.1	24.6	44.0	64.4
東山	24.0	16.3	20.4	14.1	18.7	40.6	27.4	37.5	65.7
東海	23.7	16.1	23.5	18.4	18.1	41.3	27.5	35.1	63.0
近畿	22.2	16.7	21.0	21.3	22.8	37.7	29.5	38.3	61.6
中国	23.3	16.6	22.6	17.3	19.0	42.8	27.5	33.5	66.1
四国	20.2	13.7	18.7	20.7	20.0	45.5	26.8	37.4	55.7
九州	21.9	15.0	20.8	13.8	16.7	39.5	27.9	34.6	65.0
全国	22.3	15.2	19.9	11.2	13.1	36.0	26.5	39.5	58.2

出典)『農地改革顛末概要』604～11頁より作成。

三 小作地引き上げの地域性と発生条件

1 地主的土地位所有の構造

周知のように小作地返還率は西日本において一般的に高いが、とくに岡山・広島・山口の中国の各県と、九州の各県が目立つて高くなっている(後掲表6参照)。小作地引き上げについては、西日本性とともに、とくに中国・九州の各県で数多く起こっていることの二点に関して、その規定要因を明らかにしなければならない。

そこでまず、基本的な要因として地主的土地所有の構造が挙げられる。とくに零細經營面積の耕作地主や零細不耕作地主に注目する必要がある。

表5は臨時農業センサスから数字をとっているが、農地の買取・売渡の面では農地改革の影響はほとんどないものの、小作地引き上げは調査時点以前にかなり行われており、その

ためか不耕作地主数が極端に少なくなっているなどその影響があることに留意しておこう。この表でも、零細不耕作地主は小作地引き上げによって相当数が耕作地主としてカウンタされているとみられる。

経営面積五反歩未満の耕作地主の存在形態や比重は、地域ごとに明確な差異があつた。大まかにその地域性は、北海道や東北を典型とする東日本と、近畿や中国を典型とする西日本の対照性としてつかむことができる。

後者の特徴を対比的にいえば、①総小作地面積に占める耕作地主の貸付地面積の割合が高い。②経営面積三反歩未満層や三・五反歩層の零細農家に占める貸付地所有農家比率が高い、つまり地主化が進んでいる。それらの結果③総小作地面積に占める、経営面積五反歩未満の耕作地主の貸付地面積の割合は北海道六・一%、東北一三・二%、関東一六・〇%、北陸二四・〇%に対して、近畿四四・一%、中国三六・三%、四国四〇・七%と極めて高くなっている。④耕作地主の貸付地面積も、二反歩未満あるいは五反歩未満といった零細なものが多く、その割合は東北や関東などとは大きな開きがあった。

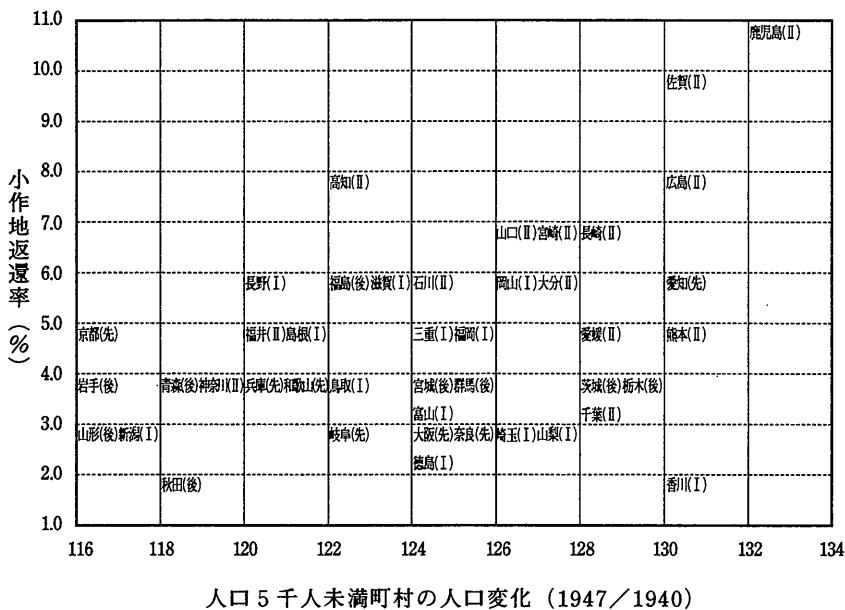
零細所有・貸付、そして零細耕作の耕作地主がぶ厚く形成存在したこと、これが西日本において小作地引き上げが数多く起こった原因であつたということがまずいえる。

2 敗戦後の農村人口増加

次に、敗戦による影響も小作地引き上げの地域性を規定する重要な条件であった。それをみたのが、図2である。この図は、敗戦直後の帰還や引揚げ、戦災・食糧難を背景とした一時帰村等による人口増と小作地返還率の関係を示している。人口の変動は農村部の変動を見るために人口五千人未満の村をとつてある。

九州・中国は、戦時中から敗戦直後にかけて農村部で大きく人口が増えた県が多く、その増加幅は全国的に最も大きかった。これに対し、東北は、全国的に人口増が最も少なく、九州・中国の対極に位置する。また、近畿の各

図2 敗戦直後の人団増加と小作地引き上げの関係



人口5千人未満町村の人口変化（1947／1940）

出典) 1940・47年の人口は、加用信文監修『日本農業基礎統計』587頁、原資料は厚生省人口問題研究所上田正夫『都市・農村における戦前・戦後人口増加の傾向－昭和10年基準による人口階級別市町村人口増加の分析（大正9～昭和25年）』。小作地返還率は後掲表6下注参照。

注) 先=小作争議先進地域、後=同後進地域、I・II=同中間地域I・II。区分については、後掲表6下注参照。

府県も、人口増のスケールは全国の下位から中位に位置している。

こうした人口変動の地域差がなぜ生じたかは別に検討されなければならないが、農地改革断行の政府方針が示され食糧不足も熾烈になつてゐる状況下で、膨張した人口圧が土地をめぐる矛盾対立に転化することは必然であろう。この意味で、敗戦直後の人口変動は小作地引き上げの客観的な条件となつた。

3 戰前期農民運動との関係

以上の二要因に比べると、小作地引き上げの地域性に対する説明力は弱くなるが、戦前の農民組合運動の伝統も要因として

農地改革と小作地引き上げ

表6 戦前的小作争議と小作地引き上げの関係

(単位: %)

小作地 返還率	小作争議先進地域	小作争議後進地域	小作争議中間地域	
			I	II
1.0~2.0		秋田(1.9)	香川(1.3)	
2.0~3.0	岐阜(2.8) 大阪(2.3) 奈良(2.6)	山形(2.4)	埼玉(2.4) 新潟(2.6) 山梨(2.1) 徳島(2.8)	
3.0~4.0	兵庫(3.4) 和歌山(3.4)	青森(3.7) 岩手(3.6) 宮城(3.0) 茨城(3.3) 福井(3.7) 群馬(3.1)	富山(3.1) 鳥取(3.0)	千葉(3.9) 東京(3.0) 神奈川(3.3)
4.0~5.0	京都(4.9)		三重(4.7) 島根(4.3) 福岡(4.5)	福井(4.7) 静岡(4.6) 愛媛(4.2) 熊本(4.7)
5.0~7.0	愛知(5.8)	福島(5.6)	長野(5.9) 滋賀(5.4) 岡山(5.6)	石川(5.2) 山口(6.9) 長崎(6.6) 大分(5.6) 佐賀(6.7)
7.0~10.0				広島(7.1) 高知(7.3) 高賀(9.2)
10.0~			鹿児島(10.1)	

出典) 小作地返還率は、栗原、前掲書、表29(82頁)。小作地面積は、1945年は『夏季調査』、1949年は『農地調査』による。

注) 1. () 内は小作地返還率。小作地返還率 =

$$\frac{1945 \text{年} 8 \text{月} 1 \text{日} \sim 1949 \text{年} 3 \text{月} 1 \text{日の小作地返還面積}}{1945 \text{年} 8 \text{月} 1 \text{日現在小作地面積}} \times 100.$$

2. 地域区分について詳しくは、前掲、拙著、第5章参照。

指摘しなければならない。小作地引き上げの発生条件は三つの要因の組み合わせにあつた。そこで、表6は、戦前小作争議と小作地引き上げとの関係が検討できるように作成してある。拙著で示したように各都府県は、一九二〇年代の小作争議発生および農民組合の組織化の状況によって①小作争議先進地域、②同中間地域I、③同中間地域II、④同後進地域の四地域に区分できる。³⁵⁾

小作地引き上げと戦前の農民組合運動の伝統との間には確かに一定の関連がみられる。戦前ににおいて小作人の攻勢的、集団的な農民組合運動の伝統を最も厚く持つ①は、西日本にありながら、東日本の④に比べても総じて小作地返還率は同じか、低いとさえいえる。④は①とは逆にそうした伝統が最も弱く、昭和恐慌期を中心と土地をめぐる地主攻勢的な個別の争議が激しく起つた地域である。

また、②と③の間にも差がある。②は①ほど

大正末期に小作人攻勢的争議は発生していないが農民組合の組織化状況はそれに比べても見劣りしない地域であり、それに対して③は②に比べ大正末期の小作人攻勢的争議は多く起つておらず、また農民組合も多く組織されていない地域であった。そこで②と③を比較すると、小作地返還率全国平均四・二%以上は、②では一四県中七県にとどまるが、③では一五都県中一二県となつていて、とくに、②では三%未満が一四県中五県をかぞえ、これらは④の平均よりも明らかに小作地返還率は低かつたことが注目される。

以上の点を、個別の事例、愛知県の状況から検証してみよう（表7）。同県は先の地域区分では小作争議先進地域に入るが、表6の小作地返還率は五・八%と同地域の中ではやや例外的に高かつた。表7の小作地返還率は一九四一年の小作地面積を基準にしているため約一ポイント高くなっているが、郡ごとの地域差がやはり明瞭であった。一九二〇～二八年の間に小作争議が余り起つていらない各郡では小作地返還率が高く、それに対し数多く起つている各郡ではその比率は相対的に低くなっている。ただし、葉栗・中島・碧海郡などで小作地返還率が県平均並みか、それ以上に達している点にも注目しておこう。これらの各郡は、県内の争議最多地域といえないまでも、その丹羽郡や海部郡などに次いで争議が活発に起つた地域であった。

そこで結論をまとめておこう。繰り返しになるが、戦前の農民組合運動といつても、それは一九二八年頃までの小作人攻勢的な小作料をめぐる集団的小作争議であり、昭和恐慌期を中心とする地主攻勢的な土地をめぐる個別的小作人攻勢的な小作料をめぐる集団的小作争議ではない。第一に、小作地引き上げは農民組合運動と歴史的な関連があつた。つまり、それは運動の伝統が強い地域では抑えられる傾向があつた。しかし第二に、それは一定の傾向であり、戦前小作争議が起つたところでは小作地引き上げは起らぬという絶対的な意味でいえることではない、という点も同時に認識しておく必要がある。換言すると、地主・小作の力関係からいえば、小作地引き上げは、より大きく小作人の力が弱い地域の問題であつた。しかし、戦前的小作争議を経て小作人の力が強化されたからなくなるというものではなかつた。

農地改革と小作地引き上げ

表7 愛知県における小作地引き上げ

(単位: %, 件)

	小作地返還率	農民組合数 (1925年)	小作争議件数 (1920~28年)
名古屋市	1.2	—	120
一宮市	6.5	—	—
岡崎市	5.9	—	—
豊橋市	5.0	—	5
瀬戸市	2.6	—	—
半田市	3.5	—	—
愛知郡	3.4	6	33
東春日井郡	1.3	7	98
西春日井郡	3.1	3	50
丹羽郡	3.4	18	150
葉栗郡	5.4	6	32
中島郡	4.7	15	97
海部郡	2.0	28	152
知多郡	7.9	1	39
碧南郡	7.1	8	51
幡豆郡	5.4	—	37
額田郡	8.2	2	3
西加茂郡	4.1	4	15
東加茂郡	8.5	—	5
北設楽郡	8.2	1	2
南設楽郡	8.1	2	4
宝飯郡	7.2	3	2
渥美郡	6.9	2	5
八名郡	6.8	2	7
県平均	5.0	111	939

出典)『愛知県農地史 前編』560~61頁,『同 後編』242~43頁より作成。

注) 小作地返還率の算出方法については表6下注参照。半田市は1937年成立。

4 「非合法」な小作地引き上げの地域性

小作地引き上げをめぐる重要な問題は、先に紹介した綿谷氏の指摘の通り非合法な小作地引き上げの割合が極めて多かつたということにある。非合法というのは、農地委員会の承認→知事の許可→「合意解約」の場合も知事の許可が必要（一九四七年一二月農調法改正）と順次小作地引き上げに対し行政の規制が強化されていくが、そうした規制をくぐり抜けて行われた小作地引き上げのことをいう。それは時期によって変化し、地域差があった。

表8は、知事許可を受けた小作地引き上げを「合法的」なものとして、その比重を地域別に示したものである。小作地総返還面積は敗戦直後から一九四九年三月一日までのものに対するものに対して、知事許可を得た小作地引き上げ面積は四六年一月二二日から四八年六月末までのもので、一部の期間を欠いている。四六年一月二二日以前は知事許可の必要ない期間であり、この期間内であれば、知事許可を得ていなくても非合法ということにならない。しかも、小作地引き上げはこの期間に数多く行われたとみられる。それゆえ厳密にはこの表の数字は非合法な小作地引き上げの割合ということではないが、この点に留意しつつ次の点に注目したい。

問題は、小作争議先進地域の特徴に関してである。まず、知事許可を得た小作地返還面積の小作地総返還面積に対する比率（行政関与率）は全国平均で一〇・三%にしかならないという点に注目されたい。つまり残り九割が非法に行われた小作地引き上げということになる。

その中で、小作争議先進地域は、関与率七%未満の府県が四府県をかぞえ、全体としてその比率が同後進地域よりも低くなっていることは明らかである。任意に示した中国・九州の各県の動向も注目される。前者は関与率が全國的に最も高く、それに對して後者は福岡・佐賀両県を除き五県とも七%未満と低くなっている。二つの地方は小作地引き上げが最も多く起こった点では同じであるが、農地委員会・知事の許可行政との関わりでは小作地引き上げのありようはこのように対照的であった。

農地改革と小作地引き上げ

表8 「合法的」小作地引き上げの地域性

(単位: %)

比重	小作争議先進地域	小作争議後進地域	小作争議中間地域 I・II
1~5	岐阜(2.9) 京都(2.4) 大阪(4.9)	茨城(1.7)	長崎(4.7) 熊本(3.7) 宮崎(0.5)
5~7	兵庫(6.0)	福島(6.1)	大分(6.1) 鹿児島(6.4)
7~10	愛知(9.0)	青森(9.1) 岩手(8.6) 宮城(8.1)	
10~15	奈良(13.3)	秋田(11.9) 桂木(10.6) 群馬(14.5)	福岡(10.9) 佐賀(13.2)
15~20		山形(15.1)	
20~30	和歌山(20.6)		広島(29.3) 山口(27.5) 島根(26.3) 鳥取(26.3)
30~			岡山(37.0)

出典)『農地改革資料集成』第11巻、852~59頁より作成。

注)「合法的」小作地引き上げ比重= $\frac{\text{知事許可を受けた小作地引き上げ面積}}{\text{小作地総返還面積}} \times 100$ 、

小作地返還面積は1945年8月1日~49年3月1日のもの(表6下注参照), 知事許可を受けた小作地引き上げ面積は1946年11月22日~48年6月30日のもので, 田畠「申請通許可」「条件付許可」の合計。

小作争議先進地域における関与率の低さは何を意味しているのだろうか。この点を考えるために岡山県の例と対照してみよう。中国の各县は関与率が高く、その極北が同県であつた。関与率三七%は断突の全国トップである。これは、行政が農民組合をも動員し「違法、不当な取上の一掃に猛然果敢な運動を展開し……、裏面に埋れていた事件はすべて表面化し正規の手続をとった」とことが背景にある。その結果「真に不法不當な土地取上は解消したと見るべき状況にある」と報告されている。規制の体制が整つた時点ではその通りであつたとして、このような岡山県においても、全体の関与率は四割を切つていて注目しておこう。

翻つて小作争議先進地域において関与率がひときわ低くなっている。このことは、小作地引き上げが知事許可を必要とした段階になつても、文字どおり非合法の小作地引き上げが多く起こつていたことを物語るものではないだろうか。この点の

本格的実証は改めて行うが、一例だけを挙げておこう。愛知県丹羽郡扶桑町では、一九四六年一二月二六日～五月一～一月二一日の間に農地委員会が取り扱つた小作地引き上げの紛争件数は僅か一三件であった。しかし農地委員会書記は、「紛争に入たらず合意解約されたものが八一九割であつた……、この数字は冰山の一角に過ぎない」⁽³⁵⁾と述べている。これは第二次改革中の実態として言われている点に注意されたい。ちなみに、こうした事態があつたからこそ、一九四七年一二月以降「合意解約」の場合も知事許可が必要というように法改正されたといえる。

別稿で詳しく検討したように、小作争議先進地域では相対的に、改革が地域自律的に行われ、小作地引き上げをめぐつて対立が先鋭化するようなことも余りなかつた。⁽³⁶⁾これらを合わせて考えれば、ここでは、小作地引き上げはより一般的に、地域の中で一定の論理のもとに行われていたことをうかがわせる。この点が小作争議先進地域にみられる典型的な特徴と理解されるのである。

四 小作地引き上げの主体と論理

1 事例の特徴と分析の焦点

本章と次章では個別の事例によつて分析を行う。地主の小作地引き上げの動機をめぐつては「経営強化」が主流で、「飯米確保」は件数が少なかつたなどいくつかの議論がある。⁽³⁷⁾しかし、このような指摘は、農地委員会が小作地引き上げに厳格に対応していた村における、農地委員会の審議にかかつた事件だけを対象になされていいたことに注意する必要がある。農林省は小作地引き上げの許可条件を非常に厳しくし、単純に「飯米確保」というだけではそれを許可しない方針を明確にしていた。それゆえ農地委員会の審議にかかつた事件だけを分析する限り、「飯米確保」の要求が強い不耕作や零細耕作の地主が引き上げ地主として少数になるのは当然のことである。また「経営強化」や「中農化」という論点に関しても、内容が明らかにされていなければ意味がない。問題は地域の条件に即

して地主の小作地引き上げの論理を規定することである。

事例の愛媛県新谷村は新居浜市から約二五キロの距離にある山峠の村である。⁽⁴²⁾ 総面積は三五〇・一町歩（田一三七・三、畠二一二・八町歩）で、一九四七年一月時点で小作地面積が一二三・七町歩あり、そのうち七一・七町歩が解放予定となっていた。小作地面積等は地主が引き上げを行った後の数字である。四六年四月の農家戸数は五七二戸で、経営耕地規模別構成は三反歩未満一九戸、三・五反歩一五八戸、五反以上一町歩二三五戸、一町歩以上五九戸である。四・九反歩が一戸当たり平均経営面積であるが、この数字は地主の小作地引き上げの論理に関係するので注意されたい。経営面積は比較的零細であるが、広大な山林を抱え、農家は林業経済と強く結びついていた。同じ年、貸付地一町歩以上の地主は一五名であった。

第一次改革期の小作地引き上げも、農地委員会の承認を必要としたことは周知の通りである。ところが、本村の農地委員会は、「円満主義」の名のもとに小作地引き上げへの積極的関与を避けていた。「農地の返還問題は当事者間において自主的に円満に解決すること」と、「当事者間において解決困難なものについては農地委員会へ申出て来れば調停をなすこと」などを具体的な方針としたが、これは農地委員会長、村長、農業会長等の村内有力者の協議で決められている。本村で小作地引き上げが多く起つたのはそれゆえである。第二次改革の新農地委員会は改革の趣旨に則り引き上げ地の廻及復元をはかったが、⁽⁴³⁾ 地主側も抵抗、農地委員会長が相次いで辞職するなど紛糾した。事件は県軍政部に農民組合が報告したことで表面化している。警察が関係者多数を検挙し、訴訟も起こされた。

農地委員会の調査では、一九四五年一月二三日から翌年一二月二九日までの間に耕作者が移動した農地の所有者は五八名をかぞえる。そのうち引き上げの事実が確認された四七名の階層性を示したのが、表9である。個別に警察の調書として記録されている五八名分の引き上げ地面積は全部で一三町五反四畝歩、うち田は一一町九反五畝歩を占めた。本村でも引き上げは田に集中した。

表9で小作地引き上げ地主の性格を検証しよう。第一に耕地所有規模について。上述のように四六年四月時点の貸付地一町歩以上の地主は一五名である。これに対し、この表の資料から算出されるそれは一七名をかぞえる。若干の誤差があるが、所有面積七・四町歩の村内最大地主を始めとして、村内の有力地主である所有面積二町歩以上層は全て小作地引き上げを行つたとみなして間違いないであろう。一方、一町歩未満層は二三名であり、五反歩未満層も一一名もいる（ともに不詳の者を含む）。有力地主が引き上げに積極的であった反面、本村の地主層の構成を反映して一町歩未満の零細所有地主が数の上では引き上げ地主の半分以上を占めていたのである。

第二に耕地経営規模について。不耕作あるいは經營面積三反歩未満が二四名を占める。一方、村平均以上の五反歩以上は一七名である。村内上層農家あるいは有力農家である七反歩以上も七名もいる。經營面積でもこれといった傾向は見出せない。

引き上げ地主において、零細所有イコール零細耕作あるいは不耕作であることは当然として、所有面積二町歩以上の一類型の地主の存在が注目される。仮に貸付地率九割以上を「地主」、五割以上九割未満を「地主自作」とすると、五町歩以上地主は二名とも「地主」である。所有面積が小さくなるに従い「地主自作」の割合が多くなるが、二町歩以上では「地主」が七名をかぞえ、全て經營面積三反歩未満が不耕作である。このタイプが一つ。もう一つは、有力地主にして經營面積七反歩以上の村内上層農家あるいは有力農家であるタイプ。このタイプは二町歩以上層に、「地主自作」として四名いる。タイプの異なる二つの地主の引き上げの動機と論理はそれぞれ何であるのか。この点に、小作地引き上げの性格を理解するポイントの一つがある。

以上を要するに、引き上げ地主にはとくに一義的な特徴がみられなかつた。これは、小作地引き上げが地主の性格に応じて多様な動機と論理をもつていたことを物語つてゐる。

農地改革と小作地引き上げ

表9 小作地引き上げ地主の性格

(単位:戸)

所有面積(町歩)		戸数	不耕作	経営耕地規模(町歩)				
				~0.3	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~1.5
5.0~	地主	2	1	1				
3.0~5.0	地主	2	1	1				
	地主自作	3					1	2
2.0~3.0	地主	3		3				
	地主自作	5				3	1	
1.0~2.0	地主	2		2				
	地主自作	7			1	3	3	
0.5~1.0	地主	1	1					
	地主自作	4		4				
	自作地主	5		1	2	2		
~0.5	地主	3	1	2				
	地主自作	1		1				
	自作地主	4		3				
	自作	1		1				
合計		43	4	19	5	8	5	2

出典)「農地改革資料」第28・29・30合併号、地主一覧表(12頁)より作成。原資料は、日本農民組合新谷支部で調査したものを農林省および愛媛県農地部の担当者が整理集計したもの。

- 注) 1. 所有面積は1947年2月12日、経営耕地規模は45年11月23日現在(推定)のもの。
- 2. 地主は所有地に対する貸付地の比率が9割以上、地主自作は5割以上9割未満、自作地主は1割以上5割未満、自作は1割未満の者。
- 3. 他に、5反~1町歩層に土地を貸し付ける一方小作地を借り入れていたとみられる者が2戸、5反歩未満層に1945年11月23日現在の経営面積が不詳等によって区分不能な者が2戸いる。

2 引き上げ地主の性格と論理

そこで、地主の耕地所
有規模や性格に対応した
小作地引き上げの動機と
論理をさぐるために、図
3(A)～(C)を作成した。こ
の図は、一九四五年一一
月～四七年二月の間の經
營面積の拡大を所有規模
別に、かつ「地主」「地
主自作」など階層を区別
しつつ図示したものであ
る。また、図中括弧内に
は引き上げ件数を示した
が、左側数字は自作目的
の引き上げ件数、右側數
字は賃借権移動のための
引き上げ件数である。こ

これから小作地引き上げの動機と論理を読み取ることができる。

第一に、土地の貸付者としての論理が依然貫徹している。図中括弧内右側数字の賃借権移動のための引き上げ件数を参照されたいが、五町歩以上地主二名が合計二四件もの引き上げを行つたのを始め、三町歩以上の地主はこのために非常に活発に動いている。なお、所有面積一町歩前後の地主も引き上げているが、三町歩未満になると件数は多くて二件であり、三町歩以上の地主とは明らかに差異がみられる。これは、より有利な貸付条件を求めてとうよりも、将来の自作につながる小作地引き上げという性格を持つものではなかつたかと推測される。

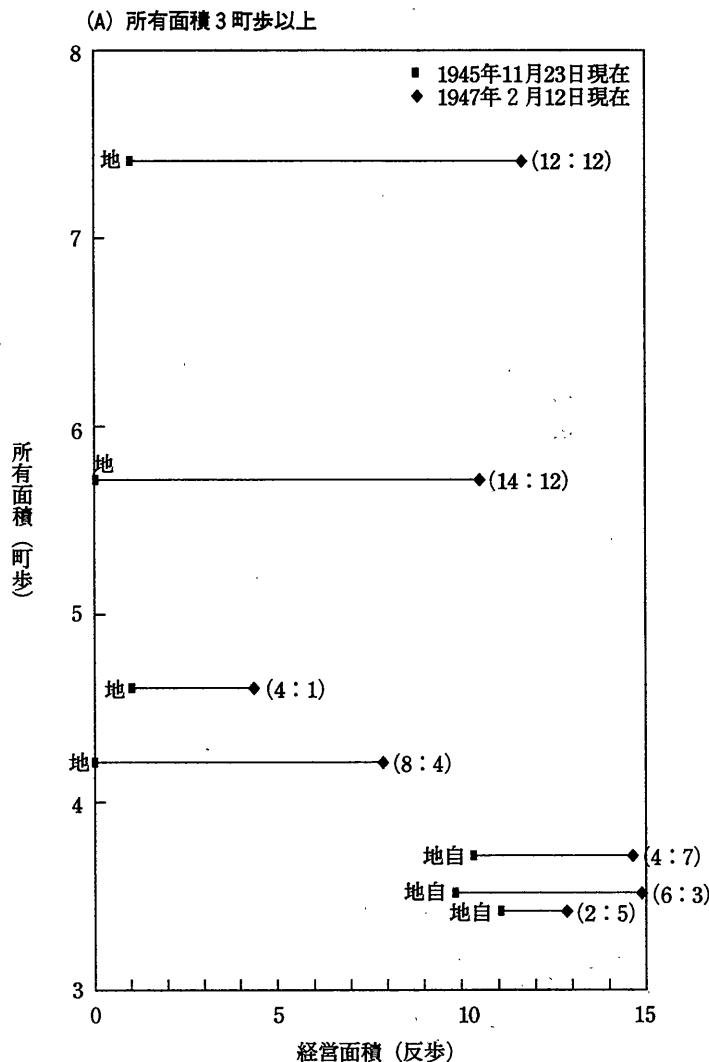
第二に、有力地主の帰農の論理である。しかも、内容的に、不耕作あるいは零細耕作から一気に村内有力農家に上昇転化している。これは経営発展の論理の一タイプであるが、一町歩を超える小作地を引き上げた五町歩以上地主二名が典型的に現わしている。他に四～五町歩地主二名のうちの一名が、不耕作から八反歩もの小作地を引き上げている点が注目される。これは村内有力農家への一気の飛躍とはいえないまでも、農業への意欲および行動のスケールの両面で両地主に似かよつてゐる。

第三に、同じく経営発展の論理といえるが、内実は、村内、最有力農家への飛躍をねらつた小作地引き上げである。三～四町歩の地主自作三名がそれを典型的に現わしている。もともと三名とも経営面積一町歩以上の耕作地主であったが、小作地引き上げを通じて二名は一・五町歩、一名も一・三町歩まで経営面積の拡大をはかつてゐる。他に所有面積一・九町歩の地主が、経営面積を九反歩から一・二町歩まで拡大をはかつたケースも、加えてよい。

第四は、所有面積八反歩前後から三町歩未満の引き上げ地主の動きに注目されたい。ここには、性格と動きが異なる一群の地主の存在が確認できる。一つは、経営面積六反歩以上で、僅かな小作地引き上げを通じて経営面積を多少とも拡大している地主のグループである。引き上げの件数が二、三件という場合もあるが、多くは一件である。これらの地主にあつては、小作地引き上げは追加的な経営拡大であつた。

農地改革と小作地引き上げ

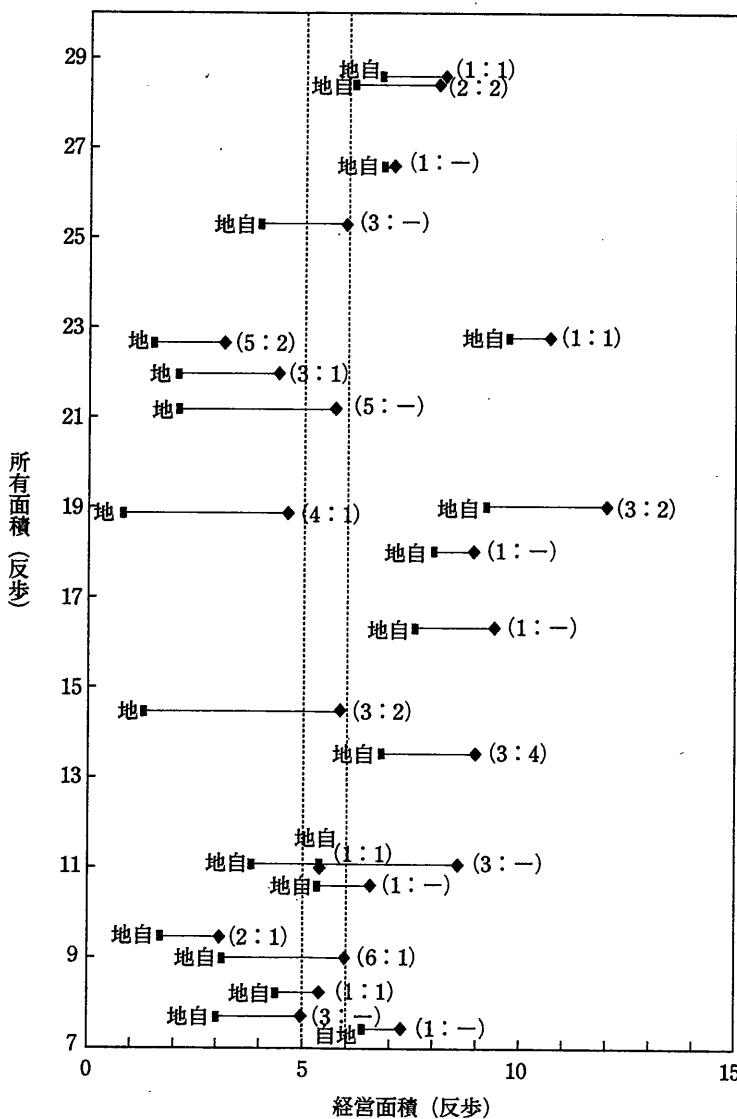
図3 小作地引き上げ地主の経営面積の変化



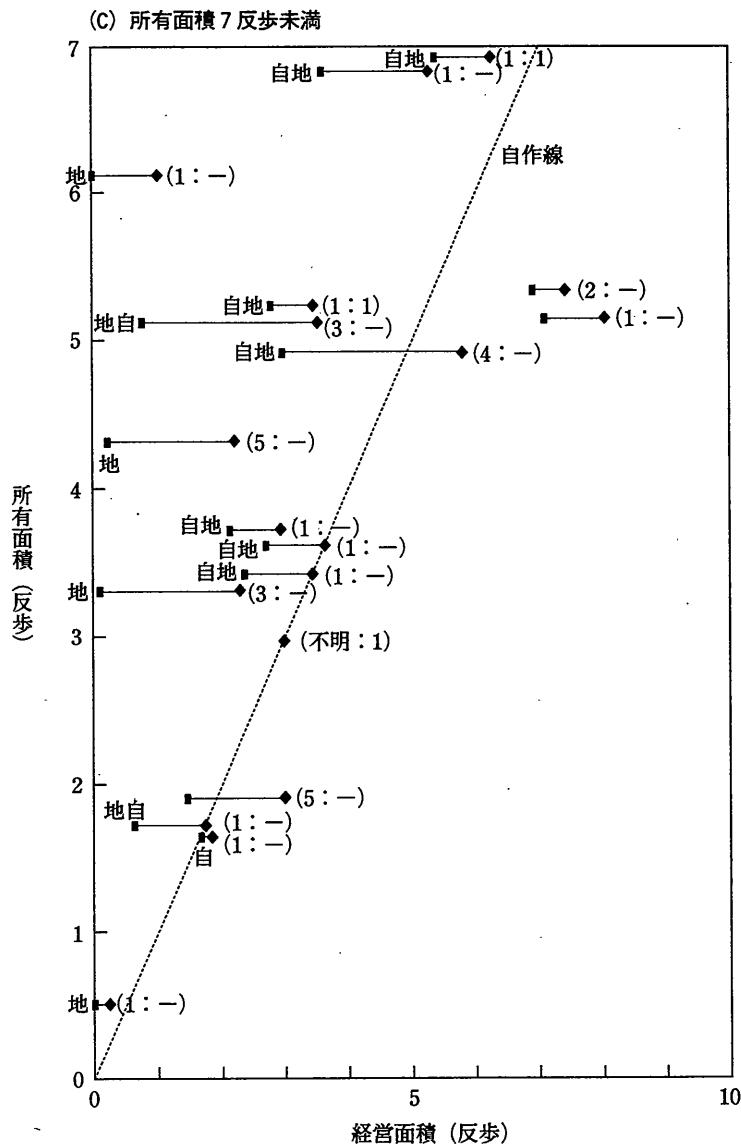
出典) 表9と同じ

注) (：) 内は、左側が自作目的の引き上げ件数、右側が賃借権移動のための
引き上げ件数。なお、1945年11月23日現在の経営面積は推定。

(B) 所有面積 7 反～3町歩



農地改革と小作地引き上げ



これに対し、経営面積四反歩前後以下、とくに三反歩未満の引き上げ地主の存在と動きが注目を引く。まず、これらの地主は、引き上げ件数がほとんど複数に及んでいることが特徴で、引き上げを行っていたことがうかがえる。そして、その結果多くが経営面積を五、六反歩前後の範囲に拡大していることが重要である。これは単なる偶然とは思えない。これらの地主にあつては、経営面積を村平均か、それ少し上回る規模に拡大することが小作地引き上げの目的として意識されていた。そのため、すでに村平均を上回って耕作していた経営面積六反歩以上の地主に比べ、広範に引き上げを行う必要があったといふことが考えられる。これらの地主にあつては、小作地引き上げは一定の社会的な意味を有するものであつたといえる。つまり、それは村内で「普通の」農家になるという論理を持つ。この意味については後に別の事柄で詳述しよう。

最後に、所有面積七反歩未満の引き上げ地主であるが、地主といつても経済力や社会的勢力は村平均かそれ以下の者が多かった。⁽⁴⁾ 実態は農民層というべき階層である。改革による所有農地の買収の恐れもなかつたから、小作地引き上げは飯米確保など生活の向上を目的としたものであつたといわざるをえない。特徴として二点を指摘することができる。一つは、生活の向上が目的であるがゆえに、所有面積の割に引き上げ面積が比較的大きい者が多い。もう一つは、それと関連するが、所有面積四反歩以下では、ほとんどが貸付地を全て返還させ完全な自作農となつてている。これらは、一時賃貸借の解除あるいは地主の生存権保証という論理（詳しくは後述）にもとづく土地返還ではなかつたかと推測される。

以上、本村では、多様な主体が、階層性に対応した多様な論理で小作地引き上げを行つていた。これは山村であることと関係があるかもしれないが、以上の点が全くこの村だけの特殊な事態であつたとは考えられない。農林省調査員の報告にも「たまたま表面化したにすぎない」⁽⁴⁵⁾とあり、当時も例外とは認識されていなかつた。第一次改革時に土地返還問題を当事者間で解決する方針をとつたことが、本村で小作地引き上げを頻発させた直接の原因であ

つた。ということは、問題は、他ならぬ地域にあつた。そこで、地域における小作地引き上げ問題への対応と調整の過程を次に検討しよう。

五 小作地引き上げ問題と地域の調整論理

1 政府の方針と地域の論理

政府の小作地引き上げに対する方針は、第二次改革においては、その手続の面でも、許可条件でも規制の方向でかなり徹底していた。すでに述べたように知事許可の手続を必要としたことに加え、後に「合意解約」も例外としない措置を講じたことが大きい。許可の条件では、應召等による一時賃貸借であることが明確である場合以外、例えば「飯米確保」も方針上は許可の「正当なる事由」とみなされなかつた。「自作を相当とする場合」も、地主の主觀的要求や必要性とは別に、客觀的な生産能力や小作人の諸事情を総合的に勘案して判断されるべきものとされていた。このような方針がそのまま貫徹していれば小作地引き上げの実態は様変つていたであろうが、改革全般を通して政策の意図と現実は大きく乖離していたことは以上で明らかにした通りである。

周知の通り一九三八年農地調整法では自作目的の土地の取上げ（呼称を農地改革期の小作地引き上げと区別する）は認められていたから、第二次改革における耕作権保護は戦前段階から飛躍的に強化された。もう一つの断絶面は、村独自の論理との間においても存在した。まず注目されるのは、戦前の協調組合にみられた土地問題の次のような調整の仕方である。土地取上げは個人的に行うのではなく組合で処理し、地主が取上げた場合小作人に代替地を提供させるか、作離料を支給させるが、その額は小作人の經營面積とともに、地主の耕地所有規模を基準に決めていた。例えば、一町歩未満は特別に決めるとか、あるいは別のケースでは二町歩未満は半額、五反歩以下は免除というようである。⁽⁴⁵⁾これを、地主・小作双方に対する生存権保証の論理による調整と筆者は規定したが、地主

層も村構成員である限りこうした配慮は地域の論理として当然のことである。耕地所有規模が土地取上げの承認条件にされたまでは確かめられなかつたが、ありえないことではなかつたと推測している。いずれにせよ、小作地引き上げに対する政府の方針は、こうした地域の論理とも一定の齟齬があつた。

政策の意図と現実が乖離した原因は、政府の方針が歴史から飛躍し、地域の論理と食い違つたことにある。では、小作地引き上げに対する地域の論理とはどのようなものであつたのか。

すでに筆者は、改革の地域自律性という観点から、改革の地域的特徴を戦前的小作争議との関連で明らかにした。⁴⁷ 詳述できないが、要点は以下の点にある。改革の地域自律性とは、簡単にいえば、小作農民の主体的成長によつて改革の社会的なシステムやルール、担い手が形成され、それに従つて改革が国家の介入を余り受けずに遂行されるということである。戦前期に農民運動の厚い伝統を持つ小作争議先進地域では、強く、改革が地域自律的に行われた。逆に、小作争議後進地域では改革の地域自律性は弱かつた。

地域の論理との関わりでみて、両地域の小作地引き上げは次のような特徴があつた。これも拙稿ですでに整理したが、ここで小作地引き上げに焦点を当て要点を述べておこう。前者の事例とした福岡県青柳村では、売渡計画を部落単位で立てたり、農地委員が部落推薦、無投票で決まるなど部落が改革に大きな役割を果たしてはいた。このことは改革の「公論」がより大きく形成されていたことを意味する。これを反映して、本村では農地委員会の性格と権威が目立つた。頻繁に会議を開き積極的な活動を行いながら、例外なく、深刻な対立に陥ることなく「全体一致」で問題が処理された。背景には、法令に精通し説得力のある意見をよく述べ、小作代表というよりも「村の代表」という印象を強く与えたといわれる者が、小作側農地委員になつていたというような事情があつた。

本村でも相当の土地返還があつた。地主申出による農地買収が広範な展開をみたが、小作地引き上げは、地主の保有地選択に対する考慮とともにその見返りとして認められたものであつた。もう一つ特徴的な点は、先の小作側

農地委員が、ある小作地引き上げ事件が起こつた際とった態度である。彼は、地主の境遇を考慮しつつ「引上の条項具備しないかも知れぬが一家の立つ立たないの境にて小作人も快諾あり居るものにつき認めては如何」と述べ、地主への生存権保証の立場から小作地引き上げ容認の姿勢をとつたのである。村で生活する人間にとつて政府方針の機械的適用はとれるものではなく、地域の論理で問題を処理する必要があつたということを、これは物語つている。こうした小作地引き上げは小作争議先進地域においては無視できない比重で起こつたのではないかと推測される。

小作争議後進地域の事例とした岩手県姉体村は、以上とはいいろいろな点で対照的であつた。第一に、村政あるいは農地委員会の活動をめぐつて階級対立が起こつた。地主は一般的に土地関係の紛争で第三者の介在を嫌つた。そのため、紛争事項はいきなり農地委員会の会合で解決をはかられるという仕儀になつた。いきおい各農地委員は階級代表の性格の強いものとなり、農地委員会の活動も対立含みとなつた。

本村ではかなり強力な農民組合が出来地主の小作地引き上げに对抗するが、結成大会の決議第一項目は「地主の土地取上絶対反対、地主及小作人間の単独交渉、絶対反対」（傍点筆者）であった。青柳村と对比していえば、本村では改革の「公論」の形成度合いが極めて低く、そのため農民組合が地主との単独交渉反対を闘争目標にしなければならなかつたのである。第二に、農民組合が小作地引き上げに対し对抗活動を繰り広げている一方で、地主の「道義信義を重んじる」という立場に応え、「自分は今年來の恩義に感じ小作地を無条件返還する」との姿勢から「自發的に」小作地を返還した小作人がいた。彼らは経営面積が大きい自小作上層であつた。

以上は、戦前的小作争議との関連で典型的に、小作地引き上げと地域の論理（あるいは非論理）を浮き彫りにしたものである。全面的ではないが重要な局面を具現するものとして注目されよう。

2 容認論理としての平均原理

これらに加え、本稿では以下の点を新たに指摘しておこう。それは、一言でいえば、改革をスムーズかつ徹底して行う見返りとして地主の小作地引き上げを一定の条件で容認するという地域の論理である。⁽⁴⁸⁾これは青柳村の事例でもみられたが、二つの事例から「一定の条件」を具体的に検証する。

一つは、鳥取県大御門村の事例である。⁽⁴⁹⁾ 本村では、戦時中に小作料の改定を行い、その結果地主の土地取上げが広範に起つた。しかし、当時の農地委員会は「所有権より耕作権を重す」⁽⁴⁸⁾ るという立場からそれを抑えた。また、一九四四年、「将来徹底的改革実現の機ある」を見越して村独自に自作農創設基本方針を定め、事業を行つた。その際、①「田七反以上の自作者に田を売渡さぬこと」と②交換分合の考慮が方針とされた。田七反歩以上所有者は「堅実な農家」であるゆえ、というのがその理由である。これらの事業とこうした農家の位置づけは、改革時の小作地引き上げに対する農地委員会の態度につながる。

本村では部落が改革に大きな役割を果たしたことが重要な特徴である。農地委員選出時における部落、村レベルでの綿密な推薦調整と、農地委員会の「諮詢・援助・批判機関」として各部落に設置された農地調整審議会がそれである。後述のように耕地の再分配も部落単位に行つるものとされた。部落をよりどころにすることと、異端者の出ることを防ぎ、意図する改革の徹底遂行をはかつたということである。「法以上の大改革」が目的とされ、「自分さえよければと云う気持を捨てて持てる人が持たぬ者に譲り、お互い助け合い共に仲よく食える住よい村をつくる」⁽⁵⁰⁾ という理念のもとに、「村に地主の存在する必要はない、併し地主から生活権を奪うこともいけない、稼働力の少いのに過ぎる耕作地を維持し、生産の低下をきたしている自作者や小作者のあることもいけない。お互い階層的意識を離して、このいけない点を是正するため、農地再分配をやろう」としたのである。

そこで、改革の基本方針として次の点が具体化された。①経営面積五反歩以上の專業的農家を「全員堅実な自作

農」にする。②壳渡の対象は三～七反歩の農家（ただし三反歩以下でも専業農家は対象にされる）。③各部落の農地審議会は現在稼働力を基準に、經營面積七反歩以上の自作者からそれを超える所有権を、小作者から耕作権を提供させ、耕地の再分配と耕作権調整を行う。④再分配は部落単位に、交換分合は村レベルで行う、などである。

問題は、右の方針を実行するため地主会を催し次の二案を提示、各地主に選択させた点にある。一案は、法定通りの買収・保有地所有案である。もう一案は、全貸付地の解放と引き換えに、部落水田平均面積を超えない範囲で、それまでの經營面積に加え、増反分を、つまり小作引き上げによる追加を保証するというものである。もちろんこれには条件がつけられた。耕地の再分配を求める地主は農業を專業とし「現在牛を飼育している」と、返還増反地は自己所有地に限らず委員会が割り当てる、また増反面積は解放面積に関係なく委員会が個々の実情を勘案して決定する、などである。そして地主会を通したゆえであろうか、「全地主の賛同を得て」第二案が決定されているのである。

以上は、法の枠を超える改革が地主の小作地引き上げと表裏一体の関係で行われた事例である。地主は農地委員会が設定した枠と、その全くの裁量の中で小作地を引き上げた。そして農地委員会は地域の論理をよりどころに改革を行つた。「地主は存在する必要がない、が、地主から生活権を奪うこともできない」という考え方がその地域の論理を集約している。本村では「地主の生活権」というのは、「部落水田平均面積」が目安であつた。これは平均原理である。この原理に立脚する限り小作地引き上げによる地主の經營強化は容認された。当時において右記地域の論理の前段は本村にかなり特殊なこと⁽⁵⁾であったとして、後段は普遍的な論理であつたと考えられる。

もう一つは岩手県小川村の事例であるが、これは簡単に述べよう。本村では、農民組合が第二次改革までに行われた小作引き上げを徹底的に摘発したことをきっかけに地主小作間の対立が先鋭化した。そこで双方の代表が交渉を繰り返し、一九四八年五月に協定を結んで事態の解決をはかった（「五月協定」）。

協定の主要条項は次のようであった。まず、引き上げの容認条件として、何よりも地主の「経営」が問題にされ、
①地主の引き上げ・自作面積は最高四反歩、②従来の自作面積と引き上げ面積の合計は七反歩以下、③経営面積
七反歩以上の地主の引き上げは認めない、などが合意された。これと引き換えにされたのが、引き上げ地主は原則
として一町一反歩以内の保有地を全部認定買収として差し出すという条件と、宅地・建物の認定買収と採草地の當
然買収措置（遊休採草地も積極的に差し出すべきものとされた）である。名子制度が残存し山と酪農に依存する本
村では、これらの条件は小作人にとって大きな意味を持つた。

本村農地委員会は前述の姉体村と並んで県内優良事例であったが、岩手県の地域的な特徴がみられた。それは、
小作地引き上げ問題を收拾するための協定が地主側と農民組合間の直接交渉で成立していることである。協定の履
行も両者で構成した機関で当たるものとされていた。ここには、大御門村の例と異なり、地域の介在はなかつた。
しかし、小作地引き上げに反対する農民組合も、一定の条件でそれを認めざるをえなかつたことが重要である。七
反歩が、小作地引き上げによつて経営拡大できる上限であつた。大御門村と同様、地主の生活権、経営権保証に村
平均原理が働いていたのである。

結　　び

なぜ農地改革が、①法制的に第一次改革で一応実現していた、小作料の適正化・金納化と耕作権確立（小作地引
き上げの制限）だけにとどまらず、②第二次改革の方針、つまり徹底した自作農の創設を行わなければならなかつ
たのか。この点が、本稿で小作地引き上げの解明を通して明らかにすべき問題であつた。

そこで、農村における土地所有の優位および小作地引き上げをめぐる地域の論理にスポットを当て実体的な分析
を行つた。本稿の特徴は、日本地主制の特質である中小地主問題に着目し、その視点から小作地引き上げの問題を

包括的に捉えようとした点にある。中小地主問題は土地不足経済、高地価—高地代を特徴とする「零細農耕制の日本農業システム」（東畑四郎）に固有の構造にしてその必然的産物であった。

本稿の分析から、単に①の「法制上の処理のみでは耕作者の地位の擁護は不充分」であり、②は「耕作者の立場からは絶対に必要で」、その意味で第二次改革は第一次改革の「論理的な必然」⁽⁵¹⁾というべき現実があつたことが確認されたと思う。第一次改革期に小作地引き上げが激化したことに関する法の趣旨の不徹底が指摘される。確かにそのことは重要であったが、それだけではなかつた。地域の論理が独自に働き、小作地引き上げの動向を強く左右した。それは第一次改革期に顕著であつたが、第二次改革期においても無視できないものがあつたといえる。ただし第二次改革期の動向は本稿では十分に明らかにできておらず、今後の課題である。また、「法と機構」が整備され、改革をめぐつて「政治的『駆け引き』」を行う余地はほとんどなかつた⁽⁵²⁾」という指摘がある。しかしそれは、改革時期によって変化しているので一概にいえないだけでなく、改革全般を通していえば「法と機構」への過大評価であり、改革をめぐる地域の実態や論理を見ていない。

本稿の分析から小作地引き上げのもう一つの側面についても指摘できる。小作地引き上げがある範囲で容認されていたことが、徹底した地主制解体、自作農創設を可能にしたという側面である。

そこで、農地改革の意義評価に関して冒頭で立てた問題、つまり地主制の解体や農村の民主化は、改革で實際にられた徹底した自作農創設なしで可能であったのか、といえば、小作地引き上げの実態認識に照らして、改革をめぐる当時の条件と限られた時間を考えれば極めて困難であった。否、それなくしては、小作地引き上げが頻発し、地主制の解体などは不徹底に終わるだけでなく、農村社会がもつと混乱したことはほぼ疑いない。この意味で最近の農地改革否定論の歴史認識には誤りがある。

最後に指摘しておきたいのは、日本の農地改革は中小地主問題の処理にその成否がかかり、現実にその処理を徹

底して行つたということの歴史的意味に関してである。農地改革は世界史的に類のないラディカルな農民解放であった。これが主要には敗戦と占領という当時の日本が抱えた特殊な条件によつて可能になつたことは指摘するまでもない。問題は、こうした解放が大地主だけでなく、同じ農家で、経済的・身分的に大きな差がない中小地主の多くを犠牲にして行われた点にある。戦後の農地制度・自作農的土地所有は単なる私的所有ではない。「農地耕作者主義」の理念に立つ農地法によって法的規制を受け、社会的性質を有するが、これは、農地改革のこうした側面にも重要な歴史的根拠を持つものと理解されるべきである。

注

- (1) 代表的なものとして、野田公夫「最近の農地改革研究とその問題点」（『新しい歴史学のために』一五六号、一九七九年八月）、阪本楠彦「農地改革」（逸見謙三・梶井功編『農業経済学の軌跡』農林統計協会、一九八一年）、暉峻衆三「農地改革をめぐる論議」（同編『農地改革論II』農山漁村文化協会、一九八五年）、野田公夫「農地改革論」（西田美昭他編『栗原農業理論の射程』八朔社、一九九〇年）など。また、大内力他「日本資本主義の没落V」東京大学出版会、一九六五年、第五節および斎藤仁「農業問題の展開と自治村落」日本經濟評論社、一九八九年、第六・七章も重要である。なお、拙稿「戦前・戦後の農村社会と農地改革」（『日本史研究』三三一号、一九九〇年三月、一九八九年度日本史研究会大会近現代史部会報告）に対し、野田公夫氏から有益な批判を頂いた（同「庄司報告によせて」『日本史研究』三三三号、一九九〇年五月）。野田氏の批判は多岐にわたるが、本稿は、そのうちの小作地引き上げの分析方法と評価に関する批判をふまえていることを断つておきたい。
- (2) 例えば、暉峻編『農地改革論I・II』は、この時期に出された大内兵衛、近藤康男、大内力、山田盛太郎、栗原百寿、綿谷赳夫氏らの研究を集成している。なお、農地改革研究のその後の発展として、一九七〇年代にアメリカ側を中心に農地改革の立案過程の研究が進められたことが注目される。暉峻「農地改革の軌跡(一)(二)」（『農村と都市をむすぶ』二六九—二七一号、一九七三年）、吉田克己「農地改革法の立法過程」（東京大学社会科学研究所編『戦後改革 六農地改革』東京大学出版会、一九七五年）、岩本純明「『農地改革I』アメリカ側からの照射」（思想の科学研究会編『共同研究・日本占領軍 その光と影 上巻』、徳間書店、一九七八年）、同「占領軍の対日農業政策」（中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、一九七九年）、

農地改革と小作地引き上げ

- (1) 大和田啓氣『秘史 日本の農地改革』(日本経済新聞社、一九八一年)、スーザン・デボラ・チラ「慎重な革命家達」(『小倉武一著作集第三巻』農山漁村文化協会、一九八二年、所収)など。また、細々であるが、地域における改革実態の研究も続けられている。野田公夫氏の「農地改革」(山田達夫編著『近畿型農業の史的展開』日本經濟評論社、一九八八年)、「農地改革期小作地引上げの歴史的性格」(『農林業問題研究』第一〇〇号、一九九〇年九月)などの研究、福田勇助氏の「農地改革と農地委員会」(筑波大学『農林社会経済研究』第一号、一九八一年三月)を始めとする一連の研究、拙稿「農地改革と農村社会構造の変化(上)・(下)」(『社会科学』第四四・四五号、一九九〇年三月)、前掲拙稿「戦前・戦後の農村社会と農地改革」、西田美昭編『戦後改革期の農業問題』(日本經濟評論社、一九九四年)など。
- (2) 『日本農業問題の展開 下』(東京大学出版会、一九九四年)も参考。
- (3) 日本の原点(下)(悠思社、一九九二年)も参考。
- (4) 岐川芳嗣「今後の農政の基本課題」『農業と経済』一九九五年八月号、六頁。
- (5) 「朝日新聞」一九九五年四月三〇日付「社説」、同九七年四月一二日付「社説」、「日本経済新聞」九四年一二月一日付「農地解放、田分けの愚」などを参照。
- (6) 西田、前掲著書「三〇六、五一〇頁などを参照。この間続々と刊行された地主制史・農村社会史の著作において、農地改革をその体系に組み入れた研究は極めて珍しいという点が一つの象徴といえる。例えば、最新の成果として森武磨・大門正克編著『地域における戦時と戦後』(日本經濟評論社、一九九六年)があるが、そこでは「戦時と戦後」の関連の解説を意図しながら、農地改革や地主制の問題はほとんど分析対象とはならない。これらは日本農業史研究における一面的な社会史的研究の強まり、国家や制度に対する関心の希薄化に対応した動きといえる。
- (7) アメリカ占領軍の対日農業改革構想の形成過程をフィアリー、ラデジンスキーラに焦点を当てて解明したのが、前掲、岩本「アメリカ側からの照射」である。この論文ではイギリスの対日農業改革構想も紹介されている。それは自作農創設方式ではなく、小作権強化による地主小作関係の安定化を基本とし、日本の小作制度を改革する点では著しく消極的なものであつたが、「日本には大土地所有者はほとんど存在」せず、多くは負債に苦しむ小地主であるという認識が基礎にあつたと指摘されている点が、本稿との関連でとくに注目される。
- (8) 「農地改革の歴史的意義」(『山田盛太郎著作集第四巻』岩波書店、一九八四年)四六一四七頁。
- (9) 『現代日本農業論』(栗原百寿著作集IV)校倉書房、一九七八八年)八二一八三、九九一一〇一頁。
- (10) 古島敏雄・的場徳造・暉峻衆三「農民組合と農地改革」(東京大学出版会、一九五六年、序編第三章参照)。

- (11) 戸塚喜久「農地改革実施過程」(西田、前掲編著書、第二章第一節)。
- (12) 東畠精一「農地をめぐる地主と農民」(酣燈社、一九四七年、第一・II章参照)。
- (13) 晴峻、前掲書、一〇三一—一〇七頁参照。
- (14) 同右、第五・三三表^(a) (一〇四頁)。
- (15) こうした日本地主制の規定は、後で触れる農林官僚・東畠四郎ら捉え方に倣つたものである。詳しく述べておきたいが、日本農業問題の根本原因の認識や小作制度の位置づけに関しては、和田博雄 東畠四郎ら農林官僚とフィアリー、ラデジンスキーラとの間に本質的な差異はなかつたといえる。とりあえずR·P·ドーア「進駐軍の農地改革構想」、W·I·ラデジンスキーリー「世界各国における土地制度と若干の農業問題」(共に前掲、晴峻編『農地改革論』所収)など参照。
- (16) 大竹啓介「幻の花 和田博雄の生涯 上」(樂游書房、一九八一年、三九一頁)。なお、大内兵衛「農村民主化の途近からず」(『世界』一九四六年八月号)に対する批判。
- (17) (18) 和田「農地制度改革雑感」(和田博雄遺稿集刊行会『和田博雄遺稿集』一九八一年、八三頁)。なお、この論文は農政局長時代の一九四六年二月に発表されている。
- (19) 加用信文氏の証言「大和田啓氣 農政に生涯を捧げて」(一九八七年、四三七頁)。
- (20) 「農地改革の再評価によせて」(前掲、晴峻編『農地改革論』所収)。
- (21) この点については、前掲、拙稿(注15)、一九四一—一九六頁、東畠四郎「昭和農政談」(家の光協会、一九八〇年)など参照。
- (22) 「農地改革資料集成」第二巻、一七八頁。
- (23) 「第一回都道府県農地部長会議に於ける和田農林大臣の訓示」(前掲『和田博雄遺稿集』一一〇頁)。
- (24) 同右、一一二頁。
- (25) 以下について詳しくは、栗原、前掲書、第一章「三 地主制の解体過程」を参照。
- (26) 前掲野田「農地改革期小作地引上げの歴史的性格」、戸塚、前掲論文(注11)など。
- (27) 前掲拙稿「戦前・戦後の農村社会と農地改革」を参照。
- (28) なお、農林省農政局『農地問題に関する統計資料』(一九四六年八月)によると、地主の要求が全部または一部が通つたのは全国的にみると三~五割とされている(三九頁)。福岡県と大きな差があるが、この数字は地主の要求全体に対する割合ではなく、争議化したもの割合を示しているのではないかと推測される。

農地改革と小作地引き上げ

- (29) 地主の小作地返還要求を受けたこの時期の小作人の一般的な態度については、同右、四一頁参照。
- (30) 同右、四〇頁。
- (31) 個別事例では、農地委員会にかかったものだけであるが引き上げ地主の職業が検討されている（古島他著、前掲書、一二〇一三一頁）。
- (32) 縠谷「農地改革後の自作農の性格」（前掲磯崎編『農地改革論II』）二七四頁。
- (33) 同右、二七五頁。
- (34) 栗原、前掲書、九一頁。
- (35) 例えば、山口県では「從来海外県外に移住せる者多くそれ等が敗戦に伴い、大量に帰県せること」と原因が指摘されている（農地改革資料」第六号、三頁）。
- (36) 詳しくは、拙著『近代日本農村社会の展開』ミネルヴァ書房、一九九一年、第五章参照。
- (37) 「農地改革資料集成」第八巻、一八七頁。
- (38) 「愛知県農地史 後編」一九五四年、四四三頁。
- (39) この点については、J・I・ヒューズ『日本の農地改革』農政調査会、一九五〇年、八〇頁参照。
- (40) 詳しくは、前掲拙稿「戦前・戦後の農村社会と農地改革」を参照。
- (41) 古島他著、前掲書、前篇第三章第二節参照。
- (42) 以下、本村に関しては「農地改革資料」（第二八・二九・三〇合併号、一一一三頁）による。ちなみに、本村の小作地引き上げについては、山田盛太郎が「集団的な地主反動の形態」として注目している（前掲「農地改革の歴史的意義」四六頁）。
- (43) その際、農地委員会は元耕作者に異議があるものだけを審議の対象にし、異議がないものは引き上げを認める方針をとつている（同右、三頁）。
- (44) 村民税賦課基準の等級別構成を土地所有規模別にみると（付表）、所有面積七反歩未満の引き上げ地主は、村平均一八級以上と未満がちょうど半々である。七反以上一町歩の引き上げ地主もほぼ同じ構成であるが、いずれも一町歩以上の引き上げ地主とは経済力などで大きな差があつたことが理解されよう。
- (45) （注42）の資料、一一頁。
- (46) 前掲拙稿「戦前・戦後の農村社会と農地改革」一一五一六頁。
- (47) 以下詳しくは、同右参照。

付表 引き上げ地主の生活程度

(単位：戸)

	等 級				
	1～5	6～10	11～15	16～18	19～23
3.0～ 町歩	4	3			
2.0～3.0		5	1	2	
1.0～2.0	1	2	5	1	
0.7～1.0				2	3
～0.7			2	7	8*
計	5	10	8	12	11

出典) 表9と同じ。

注) 1.1946年度賦課基準による等級。村平均は18級。

2.*には他「要援」が1戸ある。

(48) この点は、R・P・ドーアが農地改革における「ギヴ・アン・ド・ティクの過程」として捉えている。その結果、「土地面積当たりの流血の慘事はおどろくほど少なかつた」とされる(『日本の農地改革』岩波書店、一九六五年、一三七頁)。同様の指摘は、大和田、前掲書、二六九頁。本稿はこれらを妥当とした認めた上で地域の論理からその内容を明らかにしようとした。

(49) 以下は、『鳥取県農地改革誌』一九四九年、三五一—七一頁による。

(50) 以下は、『岩手県農地改革史』一九五四年、二七三—七九頁による。

(51) 前掲『大和田啓氣農政に生涯を捧げて』四四、六〇頁。

(52) 西田、前掲編著書、五二一頁。